

「特定少年」事件の推知報道禁止の特例

福岡 久美子

はじめに

現行の少年法は1948年7月15日に制定、1949年1月1日に施行されてから、これまで幾度となく改正を繰り返してきた。最近では、2021年5月21日に「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行された。少年法だけでなく、更生保護法、少年院法などを含むものであり、いわゆる一括法案である。

少年法の適用対象はこれまで通り満20歳未満としつつ、18、19歳の者が罪を犯した場合には、「特定少年」として17歳以下の少年とは異なる特例を定めている。その特例の1つとして、推知報道禁止の解除（68条）が挙げられる。少年法61条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような犯罪又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と推知報道禁止を規定している。今回の改正により、この規制が「特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合」においては解除された。

少年事件の推知報道について、堺市少年通り魔実名報道事件（大阪高判平12年2月29日判時1710号121頁）、長良川事件報道訴訟（最二小判平15年3月14日民集57巻3号229頁）などの不法行為訴訟をきっかけに、憲法でも一時期、かなり議論がなされた。今回、少年法が改正され、一部の特定少年に推知報道禁止が解除されたので、本稿において、改めて少年事件の推知報道につい

て経緯を確認し考察を試みる。

第1章 少年法等の一部を改正する法律の経緯と概要

日本国憲法上、明文で未成年者には保障されないと規定されている人権は、15条3項「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」のみである。そして、児童にのみ保障される権利・利益として、児童酷使の禁止(27条3項)、教育を受ける権利(26条1項)を規定している。一時期、海外で主張された「子ども解放論」は受け入れがたく、未成年者の心身の未成熟性を考えると、未成年者特有の保護、人権の制約というものには必要である。未成年者は心身共に発達の途上にあり、成人に比べて判断能力も未熟であるため、自己決定権、表現の自由など、判断能力を必要とする権利については、成人とは異なる制約が許される場合があると主張されてきた。そもそも成長過程、自律していく過程は連続的であり、ある時点を境に突然変わるものではなく、しかも、発達の程度は個人差が大きい。しかし、法的安定性の要請から個人差ではなく年齢で画一的に判断すべきである。憲法は成人年齢を規定せず、公職選挙法、民法等、各法律にその年齢制定をゆだねている。不合理な年齢設定であれば、憲法違反となる可能性もあるが、満18歳、満20歳は、裁量の範囲内であると考えられている¹⁾。

「日本国憲法の改正手続きに関する法律」が2007年5月18日に制定、2010年5月18日に施行された。国民投票の投票権は、「日本国民で年齢満18歳以上の者」(3条)とされ、附則3条に、「…公職選挙法、…民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」((…略。以下同様)と規定された。2014年6月に同法が改正され、附則3項に、「…満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加

1) 拙著『未成年者の基本的人権－憲法学的考察』(法律文化社、2021) 1-4頁。

え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定された。

2015年6月20日に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20年以上から満18年以上の者に引き下げられた。そして、附則11条に「…国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」（傍点筆者による）と規定され、少年法も明記された。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）には、「衆議院議員の選挙権を有する者」が裁判員となる資格があるが（13条）、しばらくの間、18・19歳の者は「裁判員の職務に就くことはできない」と規定されていた²⁾。同法13条をそのまま適用すると、18・19歳の者は、少年法が適用され、逆送されなければ刑事裁判で裁かれることはないにもかかわらず、刑事裁判において他人を裁くことができるという、制度として不均衡となるためであった。これに対して、「裁判員となる資格と選挙権を連動させること自体、見直すべきだとする意見」もある³⁾。なお、2022年4月施行の民法改正にあわせて、18・19歳の者も裁判員となることができるようになった。ただ、裁判員候補者名簿作成の関係から実際は2023年からとなる。

民法については、2009年10月、法制審議会が民法の成年年齢引下げに関する諮問第84号に対して、満18歳に引き下げるのが適当と答申した。2018年6月、民法4条が「年齢18歳をもって、成年とする」と改正され、2022年4月1日から施行されている。

法制審議会は、2017年から、少年法・刑事法部会において、少年年齢、犯罪者に対する処遇の充実について、検討・審議を行った。このうち、少年年

2) 「年齢満18年以上満20年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第15条第1項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。」（公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年6月19日法律第43号）附則第10条第1項）

3) 川出敏裕「少年法の適用対象年齢の引下げを巡る議論について」東京大学法科大学院ローレビュー15巻（2021）32、40頁。

齢については、少年法の対象を引下げて満18歳未満とすべきと主張する積極論、現行法を維持すべきとする消極論、「一律の引下げ・維持ではなく、犯罪の軽重等にも着目して制度改革を考える」折衷論が主張された⁴⁾。

まず、積極論の根拠として、公職選挙法の選挙年齢、民法の成年年齢引下げの趣旨との合致が挙げられる。しかし、日本では以前から各法律の立法趣旨によって個別に適用年齢が定められているため、一律にする必要はない。例えば、公職選挙法や民法が満20歳と規定していた時から、児童福祉法等福祉関連法は満18歳未満を対象とし、民法等が改正された今回も、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法は満20歳のまま改正されていない。また、積極論が述べるように、確かに、イギリス、アメリカの多くの州、ドイツ、フランス等、諸外国では18歳以上を成人とし、少年法制についても18歳未満を対象としている国が多いように思われる⁵⁾。ドイツでは、犯行時18歳から21歳未満までの者は「準成人」として、少年に準じて扱うことができるが、少年裁判所の対象は犯行時14歳以上18歳未満の犯罪少年に限定されている。少年と成人の間に過渡的な時期を設けている点では、日本の改正少年法と似ているが、日本では少年法の適用年齢は満20歳未満であり、その一部を特定少年にしたのに対して、ドイツでは成人の一部を準成人としている。

消極論は、18歳、19歳の者の成熟度は以前よりも低くなっていると根拠を挙げるが、そうであるならば、なぜ、公職選挙法や民法では、18歳、19歳の者が責任ある行動がとれると認められたのか。民法改正により、18歳になれば親権に服さず行為能力も認められることとなった。そもそも、「少年法制は、親・保護者に代わって国が適切な教育保護を加えることが望ましいという考

4) 廣瀬健二「少年法改正について」刑事法ジャーナル67号(2021)32頁、33頁以下、他にも、安倍嘉人=山崎恒「少年法適用年齢の引下げについて考える」家庭の法と裁判16号(2018)58頁以下、川出・前掲論文注2)32頁等参照。

5) 廣瀬健二『少年法入門』(岩波新書,2021)116-164頁、国立国会図書館調査及び立法考査局「主要国の各種法定年齢一選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に」(2008) https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1 (2022年9月4日最終閲覧)、法務省「アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度」<https://www.moj.go.jp/content/000076113.pdf> (2002.9.4)等参照(2022年12月27日最終閲覧)。

え方（国親思想、パレンス・パトリエ）によるもの⁶⁾であり、法律ごとに適用年齢を定めるとはいえ、親権に服さない成年者を「典型的に保護処分の対象とすること」⁷⁾が過剰な介入とならないためには、教育的措置、保護処分による働きかけの有効性が強く求められる。また、「脳科学の知見によっても、発達途上で可塑性が高く、教育的な働きかけの有効性が認められていること」⁸⁾については、他国でも対応が見られる。例えば、アメリカでは「脳の衝動抑制に関する機能は25歳くらいで成熟するので」⁹⁾、若年者に対して処分の特則を設ける方向がとられてきている。混合量刑の制度として、オレゴン州では有罪判決を受けた少年を25歳に達するまでは州の少年矯正施設に収容して、その後、州の成人刑務所に移送する。ネバダ州の青少年犯罪者プログラム制度では、成人刑務所に青少年専用の居住棟を設けて、14歳から21歳までの青少年受刑者は成人受刑者と接触しないようにしている¹⁰⁾。しかし、日本の現行法は、刑法で14歳以上の者には刑事責任を問えるとしているうえで、少年法の対象となる年齢を定めているので、上記の脳科学の「知見をもって、18歳・19歳の者を少年として扱うことが求められるとまでいうことはできない」¹¹⁾。

今回の改正は、折衷論を採用したと言えよう。「諮問第103号に対する答申案」¹²⁾によると、「18歳及び19歳の者は、選挙権及び憲法改正の国民投票権を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方で、典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることからすると、刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」とされた。少年非行者に必要な改善更生

6) 廣瀬・前掲書注5) 120頁。

7) 廣瀬・前掲論文注4) 34頁。

8) 同。

9) 廣瀬・前掲書注5) 123頁。

10) 山口直也「アメリカ少年司法の最近の動向」齊藤豊治、守屋勝彦編『少年法の課題と展望（第2巻）』（成文堂、2005）1、7-8頁。

11) 川出・前掲論文注3) 41頁。

12) 法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001328361.pdf>（2022年9月4日最終閲覧）。

のための教育的措置、保護処分による働きかけがまだ必要だと思われる18、19歳の者については、少年法の適用対象として、その取扱いについては特別の規定を設けた。民法の「成年」と区別し、「成人」「成年」などの混乱を避けるため、「『成人』とは、満20歳以上の者をいう」という成人の定義（少旧2条1項）を削除した。そして、18歳以上の少年を「特定少年」（62条1項）と定義した。特定少年の特例については、第5章62条～68条に規定をおき、
ぐ犯の廃止（65条1項）、検察官送致決定のうち、1年以上の自由刑の罪の事件と原則逆送範囲の拡大（62条2項）¹³⁾、保護処分決定の要件と態様について異なる扱いをし、6月もしくは2年の保護観察又は3年以下の少年院収容ができるとしたこと（64条1項・3項）¹⁴⁾、司法警察員による家裁送致の不適用（67条1項）など、そして、公訴が提起された場合の推知報道禁止の解除（68条）である¹⁵⁾。

第2章 少年事件の非公開性

1. 審判手続の非公開

犯罪に刑罰を加える目的について、応報刑論と目的刑論が主張されている。応報刑論によれば、刑罰は、犯罪行為に対して行為者に苦痛を与えるために法益を剥奪することになる。他方、目的刑論によれば、罪を犯した人がもう一度犯罪を行うことの防止、すなわち、刑罰は特別予防の手段であり、また、罪を犯した人が刑罰を受けることにより、他の人が犯罪を行うことの防止、すなわち、一般予防の手段であると主張する。応報、予防どちらかだけでなく、両方の目的により刑罰を加えると考えるべきであろう。しかし、少年法

13) 渡邊一弘「原則逆送対象事件の拡大について」論究ジュリスト37号（2021）106頁。

14) 成瀬剛「特定少年に対する保護処分」論究ジュリスト37号（2021）99頁。

15) 後藤弘子「実名報道と少年法改正」論究ジュリスト37号（2021）113頁、山口直也「少年法等の一部を改正する法律案提出の経緯及びその内容」判例時報2478号（2021）152頁、玉本将之「『少年法等の一部を改正する法律』の概要」論究ジュリスト37号（2021）92頁等参照。

は保護処分優先主義をとっており、応報よりは特別予防としての目的をもつ。審判において、非行事実自体よりも、少年が抱える問題性、少年にとって当該非行事実が持つ意味が重視される¹⁶⁾。「少年法の場合、保護処分にはこの『応報』が完全に抜け落ちている」¹⁷⁾ため、とくに犯罪被害者は応報感情が満たされない。

少年法22条2項は「審判は、これを公開しない」と定めている。極めてプライベートな事実についても、詳細に正確に明らかにするためであり、また、非行事実を秘密にすることによって少年の更生と社会復帰を容易にするためでもある。審判手続の非公開は、調査結果の秘密保持、推知報道の禁止などとも目的が共通する制度である¹⁸⁾。

「少年法は、犯罪被害者（遺族も含む）の存在を長い間無視してきた」¹⁹⁾と指摘される。2008年少年法改正によって、被害者等による少年審判の傍聴が認められることとなったが、故意の死傷事件、業務上過失致死傷罪、自動車の運転による死傷事件の被害者等に限定され、「…少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる」(22条の4第1項)（傍点筆者による）と定められており、申出をしても許されるとは限らない。2004年に犯罪被害者等基本法が制定され、2005年に同基本計画が策定され、犯罪被害者に対する支援、権利保障が進められてきた。少年法も改正され、さまざまな形で犯罪被害者の法的地位の確立が図られているが、「少年法のそもそもの性質から、少年法における被害者の法的地位の確立や権利保障には本質的に対立する点が存在する」²⁰⁾。

16) 守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法（第3版補訂版）』（成文堂、2022）95-97頁（後藤弘子執筆）。他にも、後藤弘子「審判の非公開と匿名報道」齊藤豊治・守屋克彦編『少年法の課題と展望（第2巻）』（成文堂、2006）229頁。

17) 松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか』（日本評論社、2000）15頁。

18) 守山・後藤・前掲書注16）198頁（上野正雄執筆）、廣瀬・前掲書注5）54-55頁。

19) 守山・後藤・前掲書注16）94頁（後藤弘子執筆）。

20) 同95頁（後藤弘子執筆）、他にも小西聖子「少年事件の被害者遺族—カウンセリングの経験から—」猪瀬慎一郎・森田明・佐伯仁志編『少年法のあらたな展開』（有斐閣、2001）349頁等

2. アメリカにおける少年司法²¹⁾

日本の少年司法制度は英米法にルーツを持つ。アメリカでは少年司法とくに非公開性はどのようになっているのだろうか。

アメリカの少年司法は、非行少年に対しては、親・保護者に代わって国が適切な保護・教育をしようとするパレンス・パトリエ（国親思想）の考え方に基づいて発展してきた。1899年にイリノイ州シカゴ市で初めて少年裁判所が作られたのが、近代的な少年司法の起源だと言われており、その後、全米、アメリカ以外の他の国にも広がった。しかし、1960年代後半になると、合衆国最高裁判所は、下記の *Kent v. United States*, 383 U.S. 541 (1966)、*In re Gault*, 387 U.S. 1 (1967) などの事件において、少年の権利保護のため少年裁判所にもデュー・プロセスが必要であるとした。

Kent 事件において、少年が家宅侵入、強盗、強姦の容疑で起訴された。少年裁判所は、記録とプロベーション・オフィサー（probation officer）の報告に基づいて、管轄権放棄の基準に合致するとして、事件を地方裁判の公判に付した。コロンビア特別区連邦地方裁判所が、家宅侵入と強盗の罪で有罪判決を下したので、被告人は控訴した。コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所は原審を認容した²²⁾。裁量上訴（certiorari）が認められた。合衆国最高裁判所（フォータス裁判官）は次のように述べた。コロンビア特別区少年裁判所法（Juvenile Court Act）では、有効な権利放棄命令の条件として、「十分な調査」（full investigation）の後に少年に対する管轄権を放棄することを認めている。少年は、「デュー・プロセスと公正性の基本的な要件」に合致した聴聞を受ける権利を有し、弁護人は記録およびプロベーション・オフィ

参照。

21) 松井茂記「犯罪報道と表現の自由」ジュリスト1136号（1998）34、38頁。守山・後藤・前掲書注16）（山口執筆）308頁、新倉修・田島泰彦・正木祐史・山田奈緒子・武藤真朗・岡田悦典「『少年事件報道と法』の国際的動向」法律時報70巻11号（1998）23、24頁、山口直也「アメリカ少年司法の最近の動向」齊藤豊治・守屋克彦編『少年法の課題と展望（第2巻）』（成文堂、2006）1頁、廣瀬・前掲書注5）116頁、松井・前掲書注17）51-100頁等参照。

22) 119 U.S. App.D.C. 378, 343 F.2d 247.

サーの報告、または、おそらく裁判所によって考慮された報告、そして、少年裁判所の決定の理由書にアクセスできると判断した。「この判決は憲法上のものではなく制定法解釈に関する事例であったが、最高裁判所が少年裁判所手続の現実に懐疑的な目を向けたものとして重要な意味をもった」²³⁾。

In re Gault 事件では、15歳の少年が隣人にみだらな電話をかけたという通報に基づいて逮捕された。インフォーマルな審判手続の結果、非行事実が認定され、最長6年間、施設への収容を命じられ、保護者の監護権は剥奪され、州の監護下におかれた。少年の両親達は、少年の釈放を要求して、人身保護令状を申し立てた。アリゾナ州最高裁判所²⁴⁾は、その申立を却下した。合衆国最高裁判所（フォータス裁判官）は、少年司法の理念を否定せず、しかし、少年審判手続にもデュー・プロセスの保障が及ぶことを認め、少年には告知を受ける権利、弁護人依頼権、証人との対決権、証人尋問権、自己負罪拒否特権、再審を求める権利等があると判示し、州最高裁判決を覆し、差し戻した。

1970年代から非行・犯罪の増加、治安の悪化がみられ、1980年代になると、アフリカ系アメリカ人の少年による凶悪犯罪が増加したため、その影響を受けて、少年司法が変化した。少年裁判所から刑事裁判所への移送、少年裁判手続の刑事裁判化、刑罰選択の増加などが進められた。同時に犯罪被害者の権利保障が強化された。20世紀末から修復的司法（restorative justice）という政策が少年司法の中で展開・推進されてきた。これは、犯罪を犯人、被害者、社会の間で生じた紛争ととらえ、「被害者の癒し・満足感、地域社会の安全感、加害少年の責任の3つのバランスをと」り²⁵⁾、「紛争を除去して法的な平穏を回復することを」²⁶⁾ 目的とする。

23) 松井・前掲書注17) 58頁。

24) 99 Ariz. 181, 407 P.2d 760 (1965).

25) 守山・後藤・前掲書注16) 323頁（山口直也執筆）。

26) 廣瀬・前掲書注5) 126頁。

3. アメリカにおける手続の公開

合衆国憲法第6修正は、被告人に、公平な陪審員による迅速な公開裁判を受ける権利を保障している²⁷⁾。Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555 (1980)において、一般市民と報道機関は、第1修正と第14修正によって、刑事裁判へのアクセス権が保障されているとした。殺人事件において、被告人の申出に基づいて、裁判所が公判を非公開にしたが、法廷から排除された記者がこの決定を争った。合衆国最高裁判所（バーガー裁判所長官）は、記者の請求を認めて公開とした。刑事裁判の公開、公正という歴史を強調し、合衆国憲法第1修正によって市民は刑事事件を傍聴する権利を有していると判示した。そして、当該事件において、非公開とする正当な理由が示されておらず、他の手段では不十分かどうかも検討されていないとして、法廷からの排除を違憲とした。

Globe Newspaper Co. v. Superior Court, 457 U.S. 596 (1982)において、州法に基づき、18歳未満の被害者が関与する性犯罪の刑事裁判で、被害者の証言中に報道機関および一般市民を法廷から排除した。報道機関は、この州法に基づく裁判所の命令に異議を唱えた。マサチューセッツ州最高裁判所は、法律は合憲であると判断した²⁸⁾。合衆国最高裁判所（ブレンナン裁判官）は、刑事裁判の非公開を正当化するためには、やむにやまれぬ政府利益の達成のために必要不可欠な場合でなければならないとし、以下のように非公開を認めなかった。この州法の目的は、(1) 性犯罪の未成年の被害者をさらなるトラウマや当惑から保護すること、(2) そのような未成年の被害者が名乗り出て真実で信頼できる方法で証言するのを奨励することである。(1)については、やむにやまれないものと認めながらも、成人の性被害者の場合は、裁判官が被害者の福祉を保護するために非公開が必要かどうかをケースバイケースで判断できるにもかかわらず、未成年の場合は軽微な性犯罪の被害者が公

27) 松井茂記『アメリカ憲法入門（第9版）』（有斐閣、2023）292-293頁等参照。

28) 383 Mass.838, 423 N.E.2d 773 (1981)。

開法廷で証言することに同意している場合も含めて、一律に法廷から排除する州法を正当化できない。また、(2)については、本当にそのような効果があるのか不明であり、この州法では、記録等の情報源へのアクセスを拒否せず、報道機関が被害者の証言内容・氏名を公表するのを妨げることができないため、実効性に疑いがあり、また、被害者が名乗り出て証言するのを促す必要性は、未成年者が性犯罪の被害者の場合に限られないから、非公開とするのを正当化するものではないとした。

裁判にアクセスする権利は、公判手続以外にも広げられていった。Press-Enterprise Co. v. Superior Court, 464 U.S. 501 (1984) は、10代の少女の強姦殺人事件において、陪審員選任手続の6週間の予備尋問 (voir dire) の3日間以外は、公衆に非公開とされた。申立人は、報道機関と一般の人に予備尋問が公開されることを、その後、予備尋問手続の記録の公開を要求した。他方、弁護士と検察官は公開すると陪審員のプライバシー権を侵害すると主張した。カリフォルニア州控訴裁判所は、公判で陪審員選任の予備尋問手続の記録の公開と予備尋問手続非公開命令の取消しをさせる職務執行命令を否定した。カリフォルニア州最高裁判所は却下し、裁量上訴 (certiorari) が認められた。合衆国最高裁判所 (バーガー裁判所長官) は以下のように述べて、破棄、差し戻した。(1) 刑事裁判の公開は陪審員選任手続を含む。(2) 事実審裁判所は、非公開の代替案を考慮することなしに、かつ、非公開命令を支持するための事実認定を述べることなしに、将来の陪審員のプライバシー利益保護を理由として、予備尋問を実質非公開にすることはできない。公開の推定は、非公開がより高い価値を達成するために必要不可欠であるという認識によってのみ破られうる。当該事件において、公開すると公正な裁判を受けるといふ被告人の権利と陪審員候補者のプライバシー権を侵害するといふ、非公開を正当化する認定がなされていない。また、将来の陪審員の利益を保護するための代替案が可能かどうかも検討されていない。よって、非公開は違憲であるとした。

Press-Enterprise Co. v. Superior Court, 478 U.S. 1 (1986) では、刑事裁判の

予備審問 (preliminary hearings) へのアクセスが問題となった。カリフォルニア州上位裁判所は、ニュースメディアのメンバーによる刑事手続における予審の記録に接近する申立てを否定した。その後、記録の公表を強要するために職務執行令状訴訟がなされたが、カリフォルニア州最高裁は救済を否定した²⁹⁾。裁量上訴が認められ、合衆国最高裁判所 (バーガー裁判所長官) は以下のように述べて、州最高裁判決を覆した。(1) 合衆国憲法第1修正で保障された刑事訴訟手続へのアクセス権は、カリフォルニア州で行われた予備審問に適用される。(2) 訴訟手続上、非公開がより高い価値を維持するために特別な事実認定が不可欠であり、その利益に奉仕するように狭く調整されていることが示されない限り、訴訟手続は非公開にできない。(3) アクセスすれば被告人から公正な裁判を奪う「合理的な可能性」(reasonable likelihood) があるという予備審問の非公開の基準は、合衆国憲法第1修正による「実質的な蓋然性」(substantial probability) 基準よりも被告人の負担が軽減された。

このように、合衆国最高裁判所が、刑事裁判の公判手続だけでなく他の裁判手続においても公開の要求を強く打ち出すようになったため、少年審判手続を非公開としてきた従来の考え方も、再検討を迫られてきた。少年手続の絶対的非公開が疑問視され、少年裁判所手続の傍聴や審判の公開が認められる場合も出てきた³⁰⁾。そのような動きを受けて、少年事件の報道に関しても、報道の自由を認める傾向が見られた。

Oklahoma Publishing Co. v. District Court, 430 U.S. 308 (1977) において、記者は11歳の少年の殺人容疑での非公開の少年審判手続において、オクラホマ郡少年裁判所における拘置の法廷審理で少年の氏名を知り、裁判所から車に護衛されている時に少年の写真を撮影した。報道機関がそれらを公表しようとしたが、オクラホマ郡地方裁判所は、少年の氏名・写真をいかなる方法でも報道してはならないと差止命令を出した。州最高裁判所は、ニュースメ

29) 37 Cal.3d 772, 209 Cal.Rptr. 360, 691 P.2d 1026 (1984).

30) 松井・前掲書注17) 67、71-81頁。

ディアは公正な裁判のために青少年の氏名・写真を広めることが禁止されるわけではないこと、法律は裁判所が少年犯罪者の氏名と写真の公表を許すほど広汎であること、少年犯罪者の匿名の権利と少年裁判所の手続での一般人の知る権利とのバランスをとるように命令が出されたこと、メディアにそのような制限を課すのは、少年の更生の可能性とその後の社会への復帰を達成するために匿名性維持の利益で正当化されたことを述べた。そして、手続を公開で行うという裁判官の命令がなかった以上、オクラホマ州法により手続は非公開であるとし、報道機関の主張を否定した³¹⁾。裁量上訴が認められ、合衆国最高裁判所（全員一致）は以下のように上告人の主張を認めた。裁判官・検察官・弁護士は、記者が審問に出席していること、少年が裁判所を去るときに撮影していることを知りながら、異議を唱えなかった。違法にあるいは州の事実上の了解なしに情報を入手したという証拠はない。このような状況下では、地方裁判所の命令は、合衆国憲法第1修正および第14修正に違反して報道の自由を侵害するとした。

Smith v. Daily Mail Publishing Co., 443 U.S. 97 (1979) において、新聞社が、警察の無線や目撃者の取材から、14歳の少年が15歳のクラスメイトを校内で射殺した容疑で逮捕された事件と容疑者の少年の氏名を知り、氏名を含む記事を掲載した。新聞社は、少年裁判所の許可なしに、犯罪者として起訴された少年の氏名を新聞が掲載することを犯罪とするウェストバージニア州法に違反したとして起訴された。そこで、新聞社は、起訴は違憲であると主張して、起訴を禁止するよう州裁判所に禁止令状を求めた。州最高裁判所は州法を違憲であるとして禁止令状を発布した。被上告人新聞社は、この法律は、少年裁判所に報道を認める権限を与えることによる事前抑制だと主張した。他方、上告人は、たとえそれが事前抑制であったとしても、少年の保護という国家の利益の重要性のために、法律は合憲であると主張した。合衆国最高裁判所（バーガー裁判所長官）は、表現の事前抑制とみなされるか、合法的

31) 555 P.2d 1286 (1977).

に入手された情報の報道に対する刑事制裁とみなされるかにかかわらず、真実の情報は、その有効性を維持するために最高位の国家利益を必要とするとした。先例³²⁾により「真実の情報の報道を罰する州の行為が憲法の基準を満たすことはめったにない」(at 102)。先例はどれも、この事件を直接的に決定するものではない。しかし、「新聞社が重要な公共問題に関する真実の情報を合法的に入手した場合、州当局は、最高位の州利益を促進する必要性なしに、当該情報の報道を合憲的に処罰することはできない」と強く示唆している (at 103)。合法的に入手した非行少年の氏名の報道に刑罰を科す法律は、合衆国憲法第1修正、第14修正に違反するとした³³⁾。

アメリカの事情が変わった背景として、①少年に対する州・連邦政府の権限に関する考え方の変化、②情報公開に対する意識の変化、③表現の自由、報道の自由に位置づけの変化が指摘されている³⁴⁾。以下のように、これらの変化は日本でも肯定できるところである。①以前は、少年であれば心身共に未成熟であるから保護が必要というひとりで基本的な人権が制約されてきた。少年に保護が必要なことは言うまでもないが、保護と自律とは対立的に捉えるべきではなく、自律を促進するような保護がなされるべきである。また、少年、未成年者といっても乳幼児から成人に近い年代まで成長の差は大きい。成長の度合いに応じて、保護の必要性が減り、自律の度合いが増え、権利とともに責任も認められるべきである。そこで、「未成年者の自律の助長促進という観点からの積極的措置が要請されるとともに、基本的人権の制約は未成年者の発達段階に応じ、かつ、自律の助長促進にとってやむをえない範囲内にとどめなければならない³⁵⁾と有力に主張されている。②今日、表現の自由によって、表現を発する権利だけでなく、表現を受領する権利すなわち

32) *Landmark Communications, Inc. v. Virginia*, 435 U.S. 829, 843 (1978); *Cox Broadcasting Corporation v. Cohn*, 420 U.S.469 (1975); *Oklahoma Publishing Co. v. District Court*, 430 U.S. 308 (1977).

33) 大西健司「米・英における推知報道問題—両国における規制の限界と日本への示唆—」杏林社会学研究34巻3号(2019)19頁等参照。

34) 松井・前掲書注17) 94-98頁。

35) 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』(成文堂、2020)155頁。

積極の情報収集権を含む知る権利も保障されるという理解が広く支持されている。その具体的実現のためには情報公開が必要であり、1999年5月に情報公開法が制定された。③少年法が制定された頃より、報道の自由、表現の自由は、民主主義国家においては重要であり、自由が保障されないところでは民主主義はあり得ないという理解、意識は強くなっている。しかも、報道の自由は一般人の知る権利に奉仕するものである。

第3章 少年事件の報道³⁶⁾

1. 犯罪報道

まず、少年事件だけでなく犯罪報道全般について取り上げることとする。犯罪報道に関しては、名誉毀損が最も問題となるが、最高裁判決によると、刑法230条の2第1項は、名誉毀損の行為が「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、罰しない」。被疑者・被告人に対する名誉毀損に対して賠償請求も可能であるが、「公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である」³⁷⁾。

犯罪報道に関しては、「…公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」(刑法230条の2第2項)。

36) 葛野尋之「犯罪報道の公共性と少年事件報道」立命館法学2000年3・4号上巻(271・272号)317頁、瀧野貴生「少年事件における本人特定報道禁止の意義」静岡大学法政研究5巻3・4号(2001)297頁。

37) 最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁。

いわんや公訴が提起された人の犯罪行為に関する事実も「公共の利害に関する事実」とみなされる。裁判所は、被疑者・被告人の特定も含めて犯罪事実は社会秩序に関する事柄であるから、公共の利害に関する事実としている。そして、「報道の自由は国民の知る権利を保障するために重要であるから、事件発生当時または裁判継続中において、これを報道することは、原則として適法であるとしている。」³⁸⁾ また、マス・メディアが犯罪報道を行う場合には、基本的には「公益を図る目的」と考えられる。したがって、マス・メディアが真実の証明をした場合、または、真実と信ずる相当の根拠があると証明した場合（真実相当性の法理）には、責任を免れることになる³⁹⁾。

犯罪報道については、プライバシー権の侵害も問題となる。被疑者・被告人の実名報道も議論されてきた。現在、日本では逮捕されると、青少年や精神障害者などの場合を除いて、犯罪事実とともに被疑者の氏名や写真が報道される。犯罪の被疑者ないし被告人の氏名が一般人の知る権利の対象であるか否かについて議論されている。刑事事件の報道において、「被疑者・被告人等については匿名を原則とすべきであるとする犯罪報道における被疑者の匿名主義の導入の是非の問題がある」⁴⁰⁾。

大阪高裁は、後述の堺市少年通り魔実名報道事件において、次のように述べた。「犯罪の被疑者ないし被告人は未だ犯人とは決まっていないという推定無罪の原則と、犯人であったとしても家族などに影響があり、本人のスムーズな社会復帰の妨げになるという理由から、犯罪事実の報道においては、匿名であることが望ましいことは明らかであり、これは犯人が成人であるか少年であるかによって差異があるわけではない。」⁴¹⁾ 「他方、社会一般の意識としては、」 「報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態

38) 榎澤幸広「実名犯罪報道と知る権利」飯島滋明『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013）177、181頁。

39) 松井茂記「犯罪報道と表現の自由」ジュリスト1136号（1998）34頁。

40) 田島泰彦・右崎正博・服部孝章『現代メディアと法』（三省堂、1998）94頁（田島泰彦執筆）。

41) 本稿本章2 大阪高判平成12年2月29日判例時報1710号123頁。

様、程度及び被疑者ないし被告人の地位、特質、あるいは被害者側の心情等からみて、実名報道が許されることはあり得ることであり、「少なくとも、凶悪重大な事件において、現行犯逮捕されたような場合には、実名報道も正当として是認される」⁴²⁾。

学説も同様に実名報道を支持する傾向にある。「①犯罪予防効果、②権力監視の観点から実名報道は必要とされてきた」⁴³⁾。報道は、「真实性・信頼性の確保の観点から実名使用の必要性が」高い⁴⁴⁾。上述のように、実名報道には問題もあるが、報道の内容が名誉毀損にならないように配慮されていれば、逮捕・起訴された事実、警察・検察側の主張を報道するために、実名を使用すること自体が違法とまでは言えないだろう⁴⁵⁾。

2. 少年事件における推知報道の禁止

少年法は、上述のように、少年審判の非公開を定めるとともに（22条2項）、61条で「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような犯罪又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定している。そして、2021年、少年法が改正され、特定少年について記事等の掲載の禁止の特例（68条）が規定された。

少年法61条の趣旨は、捜査段階にも準用されると解されている。警察の内部規範である犯罪捜査規範209条は「少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことをしてはならない」と規定している。

42) 同124頁。

43) 榎澤・前掲論文注38) 181頁。松井茂記『マス・メディア法入門〔第5版〕』（日本評論社、2013）152頁等参照。

44) 小谷順子「ノンフィクションと前科の公表—ノンフィクション「逆転」事件—」『憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕』（2019）135頁。

45) 松井・前掲論文注39) 36頁。

また、保護処分を受けて矯正施設に収用された少年についても、61条が準用されるべきと主張されている。死刑判決が確定した場合には、事実上、報道機関によって対応が分かれている⁴⁶⁾。

2021年少年法改正による特例の問題は、「従来、少年法における推知報道の問題として議論されてきたことと当然関係する」⁴⁷⁾ため、改めて推知報道禁止規定違反が問題となった事件をみることにする。

【堺通り魔殺人事件名誉毀損訴訟】 (大阪高判平12年2月29日判時1710号121頁)⁴⁸⁾

〔事実の概要〕

平日の早朝、当時19歳の少年Xが、堺市内において、シンナーを吸引し幻覚状態で自宅から包丁を持ち出し、幼稚園の送迎バスを待っていた母子らを襲って、5歳の少女を殺害し、その子の母親、登校途中の女子高生に重傷を負わせた。月刊誌『新潮45』に、Xの実名、顔写真等により本人が特定される内容の記事が掲載されたため、Xがプライバシー権、氏名肖像権、名誉権等の人格権ないし実名で報道されない権利が侵害されたとして、記事の執筆者、雑誌の編集長及び発行所に対し、損害賠償と謝罪広告を求めた。

大阪地方裁判所 (大阪地判平成11年6月9日判時1679号54頁) は、「少年法61条の趣旨も、推知報道を禁止することにより、非行を犯したとされる少年について、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等がみだりに公表されないと

46) 廣瀬健二『少年法』(成文堂、2021) 513、514頁、守山・後藤編・前掲書注16) 289-292頁(山下幸夫執筆)、福岡英明「少年事件報道をめぐる憲法問題」松山大学論集第17巻第1号(2005) 181頁等参照。

47) 吉中信人「推知報道」刑事法ジャーナル67号(2021) 55頁。

48) 田島泰彦「少年の実名掲載と少年法61条:『新潮45』少年実名報道事件」法律時報72巻9号(2000) 93頁、倉田厚志「少年法61条と表現の自由:『新潮45』実名報道事件控訴審判決」法学セミナー551号(2000) 113頁、浜田純一「少年犯罪の実名報道と表現の自由」『平成12年度重要判例解説』12頁、坂田仰「少年の実名報道と少年法61条:堺通り魔殺人事件訴訟」『メディア判例百選〔第2版〕』(2018) 98頁、齊藤百合子「少年の実名掲載と少年法61条:少年通り魔実名報道名誉毀損損害賠償事件」『判例セレクト'00』7頁、高山文彦編『少年犯罪実名報道』(文藝春秋、2002)等参照。

いう法的保護に値する利益を保護するとともに、公共の福祉や社会正義の観点から、少年の有する利益の保護や少年の更生につき優越的な地位を与え強い保護を与えようとするものと解される。」「したがって、同規定に反し、「本人であることがわかるような方法による報道をすることが、」少年の利益や「少年の更生といった優越的な利益を上廻るような特段の公益上の必要性を図る目的があったか否か、手段、方法が右目的からみてやむを得ないと認められることが立証されない以上、その公表は不法行為を構成」する。そして、本件において、「犯行後現行犯逮捕されており、更なる被害を防ぐために社会防衛上実名及び顔写真を公表する必要があるような場合ではなく、本件事件の態様の悪質性、程度の重大性や社会一般の関心をもってしても、」犯罪事実を「実名及び顔写真とともに公表されない法的利益等を上廻るような特段の必要性があったということとはできない」として、損害賠償請求を認めた。

〔判旨〕

「プライバシー権、肖像権及び名誉権は、」「一般的には憲法13条にその根拠を求めることができ、公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重されるべきもの」である。一方、憲法21条1項によって保障される表現の自由は、「思想信条等を表現する自由と、その受け手として新聞・テレビ・書籍・雑誌等を通じて表現行為を享受することを含む」。表現の自由は、「民主主義の存立基盤であるから、」「基本的人権の体系中において優越的地位を占めるものではあるが、常に他の基本的人権に優越するものとまではいえない。」そこで、「表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整においては、表現の自由の憲法上の右の地位を考慮しながら慎重に判断されなければならない。」「表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものではない場合には、」「違法なプライバシー権等の侵害とはならない。」「そして、社会の正当な関心事であるか否かは、対象者の社会的地位や活動状況と対象となる事柄の内容によって決まる。」「犯罪容疑者については、犯罪の内容・性質にもよるが、犯罪行為との関連においてそのプライバシーは社会の正当な関心事となり得るものであり、」逆に、「正当な関心事であっても、」表現

行為の内容・方法が不当なものであれば、表現行為は違法なものとなる。

人格権には、「自己に不利益な事実に関し、みだりに実名を公開されない人格的利益も含まれている」。しかし、「プライバシー権等の侵害、人に知られたくない私生活上の事情や情報の公開については、実名報道」を前提としているから、「人格権ないしプライバシーの侵害とは別に、みだりに実名を公開されない人格的利益が法的保護に値する利益として認められるのは」、「社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限られ」、「そうでない限り」、実名報道は認容される。

少年法61条が実名報道を禁じているのは、「少年の健全育成を図るという少年法の目的」達成という「公益目的と少年の社会復帰を容易にし、特別予防の実効性を確保するという刑事政策的配慮に根拠を置く」。したがって、同条が「実名で報道されない権利を付与していると解することはできないし、仮に実名で報道されない権利を付与しているものと解する余地があるとしても、少年法が違反者に」「罰則も規定していないこと」を考えると、同条が表現の自由に「当然に優先するものと解することもできない」。少年法61条の違反者に罰則が規定されていないことは、「規定の遵守をできる限り社会の自主規制に委ねた」ものである。「表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には」、表現行為は「違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならない」。

本件事件は、悪質重大で、「社会一般に大きな不安と衝撃を与えた事件であり」、「社会一般の者にとっても、いかなる人物が右のような犯罪を犯し、またいかなる事情からこれを犯すに至ったのであるかについて強い関心があったものと考えられるから、本件記事は、社会的に正当な関心事であったと認められる」。

「本件犯罪事実は」「極めて凶悪重大な事犯であり」、Xが「現行犯逮捕されていることと」、「何の因縁もないにもかかわらず無残にも殺傷された被害者側の心情をも考慮すれば、」実名報道が直ちに「権利侵害とはならない」。

「少年の居住する地域住民にとっては、本件記事が出る前から被控訴人の

実名や本件犯罪事実を知悉している」。また、「一般市民が被控訴人の実名を永遠に記憶しているとも思えないし、仮に一部の市民が」「名前を記憶していたとしても、」「直ちに被控訴人の更生が妨げられることに」はならない。実名報道されたことによって、「被控訴人が社会復帰した後の更生の妨げになる可能性が抽象的にはあるとしても、」そしてその「抽象的な可能性をも排除することが少年法61条の立法趣旨であるとしても、」「損害賠償請求の根拠とすることはできない」。「表現行為が社会の正当な関心事であり、」「かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならない」。よって、本件記事は、「プライバシー権等の侵害には当たらない」。

【長良川事件報道訴訟】（最判平15年3月14日民集57巻3号229頁）⁴⁹⁾

〔事実の概要〕

原告 X（犯行当時19歳）は、他の少年達と共謀して、傷害、殺人事件（木曾川事件）、監禁、強盗致傷事件（長良川事件）、監禁、強盗殺人事件（長良川事件）で、名古屋地裁に起訴され、殺人、死体遺棄事件（大阪事件）で、大阪地裁に起訴された刑事被告人である。被告 Y 会社は、『週刊文春』誌上に、少年事件における被害者の親たちの無念の思い等を中心にした記事（記事1）、長良川事件の被害者の両親の思いと刑事事件の法廷傍聴記等を中心にした記事（記事2）を掲載し、記事1では X の本名をもじって仮名を記載した。X が Y に対し、X の名誉を毀損しプライバシーを侵害したほか、少年

49) 高井裕之「少年法61条と名誉・プライバシー侵害：長良川事件報道訴訟最高裁判決」『判例セレクト2003』（2004）4頁、窪田充見「名誉・プライバシー侵害の不法行為の成否と少年法61条：週刊文春事件上告審判決」『判例セレクト2003』20頁、上村都「少年事件の推知報道—長良川事件報道訴訟」『憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕』（2019）146頁、青柳幸一「推知報道と名誉・プライバシー侵害：長良川リンチ殺人報道訴訟」『平成15年度重要判例解説』（2004）16頁、右崎正博「少年の仮名報道と少年法61条：長良川リンチ殺人事件報道訴訟」『メディア判例百選』（2005）100頁、實原隆志「少年の仮名報道と少年法61条：長良川リンチ殺人事件報道訴訟」『メディア判例百選〔第2版〕』（2018）96頁、飯塚和之「少年法61条が禁止している推知報道の判断基準、および少年犯罪の仮名報道と名誉・プライバシー侵害成否の有無」NBL786号（2004）75頁等。

法61条で保護されている実名報道ないし実名報道に類する報道をされない権利又は法的利益を侵害したとして、損害賠償を請求した。

第1審(名古屋地判平11年6月30日判時1688号151頁)は、虚偽の主張については否定した。しかし、「たとえ仮名を用いたとしても」、「容易に推知することができるような記事を出版物に掲載することは、その者の将来の更生という観点からは実名による報道と同様に大きな障害になると認められるから、原則として、少年法61条に反し違法である」。したがって、「単に『摘示された事実が真実であることが証明された』だけでは違法性を阻却するものとはいえず」、「保護、将来の更生の観点から事件を起こした本人と推知できるような記事を掲載されない利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先されるなどの特段の事情が存することが必要である」。当該事件において、このような特段の事情があったと認められないとして、請求の一部を認容した。

第2審(名古屋高判平12年6月29日判時1736号35頁)は、控訴を棄却した。少年法61条は、「表現の自由及び報道の自由を制約するものであるが、」対立する権利は、「憲法13条及び26条あるいは国際人権条約の理念に基づき、成長発達の過程にある少年が健全に成長するための権利」(下線筆者による)、名誉権、プライバシー権であること、「報道することは、公共の利害に関する事柄で、」「国民の知る権利の視点からも極めて重要なこととはいえ、加害少年の氏名や顔写真等を報道しなくても、事件の動機、背景、行為、少年審判あるいは刑事事件等の手続に関する事項等の報道によって、その事件が社会で生じた意味を知り、社会に対する警鐘とすることは可能であること」、「報道機関等のメディア媒体は、常に人権を尊重した情報活動を営むことが社会的に期待され、」とりわけ、「少年が健やかに成長するように配慮した情報伝達活動を営むことは、社会的責務であること」を考慮すると、少年法61条は憲法21条1項に違反しない。「保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも」、明らかに社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却されるが、そのような証拠は存しないとした。

〔判旨〕

破棄差戻し

「原判決は、本件記事による被上告人の被侵害利益を、(ア) 名誉、プライバシーであるとして、上告人の不法行為責任を認めたのか、これらの権利に加えて、(イ) 原審が少年法61条によって保護されるとする『少年の成長発達過程において健全に成長するための権利』をも被侵害利益であるとし」たのか。しかし、被上告人（以下、Xと記す）は、原審において（イ）の権利を主張していない。

「本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、Xの名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報である」。「Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能である」。したがって、「本件記事の掲載行為は、Xの名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認」できる。「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」である。

「本件記事がXの名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、」「掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべき」である。「名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき」、又は「行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しない」。また、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから」、「本件記事が週刊誌に掲載された当時のXの年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって

Xのプライバシーに属する情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」。

原審は、「個別具体的な事情を何ら審理判断することなく、上告人の不法行為責任を肯定した。この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」とした。

差戻し審において、名古屋高裁（名古屋高判平16年5月12日判タ1198号220頁）は不法行為の成立を否定した。名誉毀損については、一般社会における正当な関心事であるから公共の利害に関する事実（公共性）、公益目的、真実であるかあるいは真実であると信ずるについて相当の理由がある（真実性）として、違法性阻却を認めた。プライバシー侵害についても、記事がXに関するものと「推知されるプライバシー情報として伝達される範囲が限られ」ること、伝達により被るXの「具体的被害は比較的小さいものと推認されること」、「本件記事公表時の社会的状況も少年犯罪に対する国民の関心が高まっていたこと」等から、記事を公表する理由が公表されない法的利益に優越するとして、違法性を阻却した。

【検討】⁵⁰⁾

(1) 法益 上記のように、下級審において、少年法61条の推知報道禁止が、「表現の自由との関係において」、「当然に優先するものと解することもできない」とし、表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整の必要性を判示

50) 原寿雄「少年事件とジャーナリズム」法律時報70巻11号（1998）8頁、田島泰彦「少年事件と表現の自由」法律時報70巻11号（1998）11頁、新倉修「少年事件報道と少年の人権」法律時報70巻11号（1998）16頁、飯田正剛「少年事件と情報公開」法律時報70巻11号（1998）20頁、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会・第2東京弁護士会子どもの権利に関する委員会編『少年事件報道と子どもの成長発達権：少年の実名・推知報道を考える』（現代人文社、2002）等参照。

したのもあった⁵¹⁾。他方、「報道の内容が真実で、それが公共の利益に関する事項に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出た場合」だと、マス・メディアによる成人の犯罪事実報道は名誉毀損の刑事及び民事責任を問われない。しかし、「成人の犯罪事実報道の場合と異なり、違法性を阻却されることにはならないが、」ただ、少年の推知されない権利ないし法的利益よりも、「明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却され、免責される」と、推知報道規制の例外を狭く解したのもあった⁵²⁾。

長良川事件報道訴訟において、名古屋高裁は、少年法61条は、「報道の規制により、成長発達過程にあり、健全に成長するためにより配慮した取扱いを受けるという基本的人権を保護し、併せて、少年の名誉権、プライバシーの権利の保護を図っているものと解する」⁵³⁾と、名誉権、プライバシー権だけでなく、いわゆる成長発達権を挙げている。それに対して、最高裁は61条の保護法益についてはふれておらず、名誉毀損、プライバシー権の侵害について検討している⁵⁴⁾。

報道の自由を含む表現の自由は憲法上明文で保障されており、プライバシー権、名誉権も憲法上の新しい人権、私法上の権利として判例・学説により認められている。しかし、成長発達権ははまだ憲法上の新しい人権とは認められていない。憲法13条、26条を根拠に主張する説もあるが、新しい人権としての既得権を有しているとは言えない⁵⁵⁾。少年法の目的が「少年の健全な

51) 本稿第3章2 堺通り魔殺人事件名誉毀損訴訟 大阪高判・判時1710号121、123頁。

52) 本稿第3章2 長良川事件報道訴訟 名古屋高判・判タ1060号(2001)197、208頁。

53) 同207-208頁。

54) 「少年事件の推知報道の違法性の判断基準を成人の犯罪報道の違法性判断の法理とは異なるものとした原審の判断自体の当否については、何ら触れていない」最高裁・判例タ1126号(2003)97、98-99頁。

55) 上村都「少年事件の推知報道－長良川事件報道訴訟」『憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕』(2019)146、147頁、松井・前掲書注17)177頁、赤坂正浩「子どもの人権」『ファーストステップ憲法』(2005、有斐閣)15頁。成長発達権については、大西健司「推知報道問題をめぐる成長発達権保障説の意義と課題」杏林社会学研究34巻4号(2019)29頁、山口直也「子供の成長発達権と少年法六十一条の意義」山梨学院大学法学論集48巻(2001)75頁、東京弁護士会子どもの人権

育成を期し…」(少1条)という点からも、少年の健全な成長発達が重要な利益であることは否定しない。だが、人権相互の矛盾衝突を調整するために人権制限が許されるのであるから、表現の自由に対しては、プライバシー権、名誉権等との調整をはかるべきである。また、不法行為に基づく損害賠償を求めるにも、成長発達権は私法上の権利と確立しているとも言えない。少年法61条による推知報道禁止は、「少年の健全育成を図るといふ少年法の目的」達成という「公益目的と少年の社会復帰を容易にし、特別予防の実効性を確保するという刑事政策的配慮に根拠を置く」⁵⁶⁾のであるから、推知報道されない権利まで付与したと解すべきではない。

よって、これらの事件は、表現の自由、報道の自由と名誉権・プライバシー権の調整ととらえるべきであろう。公的関心事が具体的にどのようなものなのかは、公表される人物の社会的地位や性格(公人、有名人、一般人等)、公表される事実の性質(統治過程に直接関係する事項、公の利益に係わる事項、全くの私的事項等)を「考慮しつつ、自由な情報流通を不用意に阻害することにならないような慎重な配慮が要請される」⁵⁷⁾。公表される人物については、例えば、公人については、公的関心事の範囲が広く、プライバシーが狭くとらえられる。公人、とりわけ政治家は、全人格的な評価の対象となるがゆえに、私的な男女関係も、また公務への影響から、病状も「公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等に係わる事実」⁵⁸⁾も、正当な関心事となり報道対象となりうる。次に、公表される事実については、犯罪事実や裁判にかかる事実は公的関心事であるが、事件と無関係あるいは関連性のごく薄い私生活に関する報道については、公共性が否定され、プライバシーとして保護される場合もありうる。少年事件については、一律絶対に報道が禁止されるのではなく、少年の更生と社会復帰をより容易にするた

と少年法に関する特別委員会・第2東京弁護士会子ども権利に関する委員会編・前掲書注46)等参照。

56) 大阪高判・前掲注51) 123頁。

57) 佐藤・前掲著注35) 299頁、田島・右崎・服部・前掲書注40) 87頁(田島泰彦執筆)。

58) ノンフィクション「逆転」事件(最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁)。

めに、成人が被疑者・被告人の場合よりも、プライバシーが広くとらえられ、比較衡量で、報道の自由より名誉権・プライバシー権が優越する場合が多いと解すべきではないだろうか。

(2) **推知基準** 少年法61条の規定により規制される推知報道か否かは、誰を基準として判断されるのか。長良川事件報道訴訟において、最高裁は、「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準として判断すべき」とした。すなわち、被告人と面識を有する特定多数の読者、生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者を基準とするのではなく、「Xと面識等のない不特定多数の一般人」を基準とした。いわゆる推知基準が初めて設定された判例として注目された。そのうえで、本件記事では、仮名が用いられ、経歴等が記載されているが、特定するに足りる事項の記載はないから、「面識等のない不特定多数の一般人が」推知することはできないとした。

被告人と面識を有する特定多数の読者、生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者か、被告人と面識等のない不特定多数の一般人か、どちらを判断基準とするかによって、推知報道の範囲がかなり異なり、推知報道に該当するか否か変わることもなる。まったく面識がなければ、経歴等が書かれていても仮名では推認できない。それに対して、Xと面識を有する特定多数の読者や生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者は、たとえモザイクのかかった写真でも仮名でも誰か推認できる。しかし、そもそもその狭い地域においては、事件が起こり逮捕された時点で、報道がなくてもどこの誰かという情報が人づてに伝わるものである。

面識等のない不特定多数のほとんどの人にとっては、たとえ実名を聞いても誰かわからず、しばらくすれば忘れてしまうぐらいである。事件報道の社会的利益の実現のためには、事件の事実内容はもちろん、被疑者については家族構成・経歴・居住地を含め、どのような家庭環境、社会環境で育ったのか、風貌・性格などいかなる少年なのか、どのような経緯・動機で事件を起

こしたのかなどを知ることが、今後同様の事件発生を防ぐためには意義があるし、多くの人たちはそれらを知りたがっているであろう。名古屋高裁は、「事件の動機、背景、行為、少年審判あるいは刑事事件等の手続に関する事項等の報道によって、その事件が社会で生じた意味を知り、社会に対する警鐘とすることは可能である」と述べた。確かに、ある程度はそうであるが、推知報道禁止規定があり、家庭裁判所の審判が非公開であるため、成人の事件に比べると、これらの情報の報道もかなり制限されている。

以前は、被害者や被害者家族すら蚊帳の外に置かれていたが、被害者等による非行事実の認定のための法律記録（要保護性の認定のための社会記録については除外）の閲覧及び謄写（5条の2）、被害者等の申出による意見の聴取（9条の2）、被害者等による少年審判の傍聴（22条の4）、被害者等に対する説明（22条の6）等により、被害者等に情報を与える規定がおかれた。しかし、上述のように⁵⁹⁾、傍聴が認められない場合もあり、記録の閲覧も非行事実認定の法律記録に限定されるなど、成人による犯罪被害者等と比べるとかなり限定的である。

3. 特定少年の推知報道禁止の特例⁶⁰⁾

2021年、少年法が改正され、特定少年について記事等の掲載の禁止（61条）の特例が規定された。「特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条の請求がなされた場合（同法第463条第1項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなった場合を除く。）は、この限りではない。」（68条）。すなわち、略式命令請求がなされた場合は除くが、検察官により公判請求がされた

59) 本稿第2章1。

60) 吉中信心「推知報道」刑事法ジャーナル67号（2021）55頁、他にも、後藤弘子「実名報道と少年法改正」論究ジュリスト37号（2021）113頁、渕野貴生「特定少年に対する『少年の刑事事件』規定の適用除外および推知報道の問題」判例時報2478号（2021）161頁、川名壮志「報道現場のルールと異なる推知報道禁止の解除」季刊刑事弁護106号（2021）61頁等参照。

場合には推知報道禁止が解除された。従来の推知報道の議論とも関係するが、18、19歳の者を特定少年と捉えたことで、「いっそう複雑な問題として再考する必要性が生じている」⁶¹⁾。

今回の改正に関して、マス・メディアでは特定少年の推知報道禁止解除が大きく取り上げられているが、「必ずしも主要なテーマとして重点的に取り扱われたわけではなく、18、19歳の者を少年法上の少年とするのか、成人とするのかという前提問題との関連で、派生的に生じた、しかし重要な課題であった」⁶²⁾。

少年法68条が制定されるまで、(a) 少年法61条の推知報道禁止規定ないし趣旨を基本的に18、19歳の者にも適用する立場（適用説）、(b) 18、19歳の者には推知報道を認め、報道機関の自主規制にゆだねる立場（不適用説）、(c) 推知報道を禁止しつつ、一部適用除外を認める立場（中間説）に分かれていたが、中間説を採用したと言える。

(a) 説に対する批判として、特定少年は18歳未満の者とも異なる取扱いをすべきなので、推知報道の一律禁止は論理的に導けないと主張されている。また、推知報道が社会復帰の妨げになること、被告人の家族への影響、ネット社会における拡散の問題などが挙げられるが、これらは成人にとっても同様であり、少年に対する方がより害があるとは言え、問題の質的な違いはない⁶³⁾。それに、事実上、インターネットによる拡散はたとえ推知報道が禁止されていても存在し、逆に、公開されていないことがあだとなって、誤った情報の拡散、犯人捜しが行われるおそれもある。また、「少年司法制度の着想は、そもそも民事法的な側面を有し、少年法は民事エクイティ（Equity）の系譜に属するという歴史的な文脈も軽視できない。従って、罪を犯した民法上の成年に対して、推知報道を原則として許容するという理解は、理論的

61) 吉中・前掲論文注60) 55-56頁。

62) 同56頁。

63) 佐藤・前掲書注57) 299頁。インターネット上の情報は一度掲載されると完全に削除することは難しく、「忘れられる権利」が主張されている。

にも整合性がある」⁶⁴⁾。

(b) 説、(c) 説に対する批判として、起訴後であっても、審理の特例 (50条)、家庭裁判所への移送 (55条) といった少年法による特別扱いは存在し、逆送後に、刑事裁判所から家庭裁判所に移送されることも考えられる。特定少年が「公訴を提起された場合」に推知報道が許されるが、刑事裁判所から家庭裁判所に移送されれば家庭裁判所の審判が非公開で行われるため、制度上、矛盾が生じると主張されている⁶⁵⁾。

18、19歳の者は、民法上成年となり、公職選挙法で選挙権が認められ、少年法でも特定少年とされたのであるから、17歳以下の少年と推知報道の点でも異なる取扱いをすることは不合理であるとまでは言えまい。憲法21条で表現の自由が保障され、表現の自由には報道の自由が含まれ、報道の自由は国民の知る権利にも奉仕する。推知報道を禁止する少年法は、表現の自由を制限する例外的な規定と捉えるべきであり、罰則規定も存在しない。それらのことを考え合わせると、推知報道を一律禁止とするのは論理的に導かれない。公判請求されたときに限って推知報道禁止を解除したのは、特定少年のプライバシー権・名誉権と報道の自由との調整の点からも妥当と言えるのではないか。刑事裁判所から家庭裁判所への事件の移送の可能性も否定できないが、事件の重大性・社会性などを考え、移送の可能性があるときには報道機関が自重する等によって、極力避けられるのではないだろうか。このように、今回の改正は、一応、妥当な線で収まったように思えるが、今後、68条をどのように運営して、どのような報道がなされるか、報道機関が問われることとなる。

64) 吉中・前掲論文注60) 61頁。

65) 吉中・前掲論文注58)、後藤・前掲論文注58) 114頁、117頁。